

「自分は大丈夫と思っていませんか？」

だまされないうために賢い消費者になろう!!

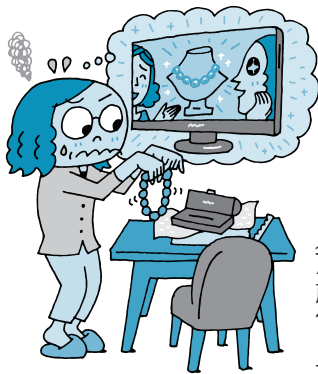
◆テレビショッピングで買ったら返品できなかった

○母がテレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格10万円のものが半額だったので注文したが、届いたものはテレビと見栄えが違い価格ほどの価値はないように思える。返品を申し出たが断られた。

(当事者…60歳代 女性)

○テレビショッピングで布団用掃除機を購入した。電話で注文する際「操作は難しくないか」と質問すると、「簡単です」と言われたが、フィルターのカバーが硬すぎて開けるときに指が痛くなってしまった。しかも重いので返品したいが、業者は一度電気を通したものは返品を受けないと言っている。

(70歳代 女性)



出典：独立行政法人国民生活センター

《ひとこと助言》

- 自宅で手軽に買い物できるテレビショッピングは、返品可否など重要な事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。
- テレビショッピングなどの通信販売では、事業者が返品可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。
- 印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などをよく確認してから注文しましょう。
- 困ったときは、早めにご相談ください。

▶問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

「臨時福祉給付金」の申請はお済みでしょうか

臨時福祉給付金の受給対象者へ申請書を平成27年8月に送付しています。まだ申請されていない人は、申請期限が2月3日までとなっていますので期限内に手続きをしてください。

「臨時福祉給付金」は、消費税率の引き上げに際し、低所得者への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として実施しています。

■給付対象者

○住民税が課税されていない人

※住民税において、課税者の扶養となっている場合や生活保護の受給者である場合は対象となりません。

○基準日 (平成27年1月1日) 時点

で多久市に住民票がある人が対象です。

(DV被害者等の例外あり)
1人につき 6,000円

■支給額

■申請手続

12月1日に申請促進通知に同封し郵送しています。

○申請書

8月3日から平成28年2月3日まで

○申請期間

申請から1か月程度で振り込みます。

○支給

「振り込め詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意ください！
自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかかった電話や、郵便が届いたら迷わず、多久市役所や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)に連絡してください。



▼問い合わせ 福祉課 保護係 ☎75-12324